

執行委員會三任

(7) 公傷者ニ関スル件

決 議

本大會ハ公傷休業者ニ対スル差別的待遇ノ撤廢ヲ期ス。

理 由

現業員懲賞規程第四條ニ依ル給獎金ハ公傷休業者ニ対シテハ皆勤ナラザル故ヲ以テ支給サレズ。

誰レモ自カラ好シクテ自分ノ身体ヲ可貴傷スルガ如キ事ヤアルカ、其ノ様ナ事ハ絶無テアルカラ公傷休業者ニ當員金ヲ支給スベキデアリ。

實行方法 電氣局内他團体ニ共同戦線ヲ提唱スル。

ニ委員ハ執行委員會ニ任

(8) 兵役関係ニ依ル休業其他特別待遇制度制定ニ関スル件

決 議

本大會ハ兵役関係ニ依ル尤ノ各項ノ優遇施ヲ期ス。

ノ簡便矣呼應召者及徴兵検査所用日數ヲ公休トスベキ事

2. 入営中ヲ公認奨励トスベキ事

3. 勤務演習應召中公休トスベキ事

4. 入営者ニ一時金トシテ應召守當ヲ支給スベキ事

理 由

一、無産青年が國家ノ爲メト故ヘラレテ軍隊ニ入営スル事ハ、家族ノ生活ヲ思フ時實ニ悲惨デアリ

二、除隊サレヤ失業者ハ到ル所郡ヲナシテ就職ノ機會ヲ得ントシテ、飢饉トシテ生活様ヲ就職スル事ガ困難デアリ、ソレノミデハナクテ漸ク就職シ得タトシテモ、給料ハ

従前ニ比較シテ極

少シ、且時及徴兵検査ノ際國家ノ義務ヲトクガ、之レニ対シテ政府及電氣局ノ優遇ヲ期スル業中ノ給料ヲ原証シテ居ナイ。

實行方法

一、局内他團体ニ共同戦線ヲ提議ス

ニ、委員ハ執行委員會ニ一任